

吉野町まちづくり基本条例策定審議会 委員を募集します。

本年度からまちづくり基本条例の制定に向けて検討を進めていきます。

まちづくり基本条例の制定は、住民や町自らが自治を考え、これからのまちづくりを進めていくきっかけになります。

まちづくりの基本理念や基本原則を定める条例の策定に当たり、条例に盛り込む内容を住民が主体的に検討していくため、住民自治団体・地域づくり活動団体の方々や学識経験者の委員に加え、公募委員の募集を行います。

1. 委員の構成

住民自治団体・地域づくり活動団体等からの代表者、町議会の議員、公募に応じた方、学識経験を有する方等（20名以内）

2. 委員の任期

条例に規定する事項等の検討結果を取りまとめ、町長に報告するまで。
（概ね平成27年3月まで）

3. 会議開催回数

平成25年度（5回程度：月に1回予定）
※平成26年度は未定

4. 募集人員

6名程度

5. 報酬

吉野町の規程によりお支払いします。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

6. 応募条件

次の条件を全て満たしている方
（1）平成25年4月1日現在、満18歳以上の方で町内在住又は在勤・在学されている方
（2）住民参画と協働のまちづくりに向け、積極的にご意見・ご提言いただける方
（3）主として平日の昼間に開催される会議に出席できる方

7. 応募方法

裏面の応募用紙の項目に全てご記入のうえ、郵送、FAX、Eメール持参のいずれかの方法により、応募してください。
（応募者多数の場合は選考の上、決定します。）

8. 募集期間

平成25年10月1日（火）～ 10月15日（火）

9. 応募先

〒639-3192
吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課
TEL 0746-32-3081 / FAX 0746-32-8855
E-mail : soumu1@town.yoshino.lg.jp